



- (2) 定例的に実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議するとともに、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (3) 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
- (4) 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。

7. 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

- (1) 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令権が及ばないこととする。

8. 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
  - イ. 内部監査の結果
  - ロ. 内部通報制度を利用した通報の状況
  - ハ. その他業務執行に関する重要な事項
- (2) 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
  - イ. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
  - ロ. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
  - ハ. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
  - ニ. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
  - ホ. 重要会議の開催予定
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
- (4) 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (3) 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上